

花と緑と自然の情報センター使用申込書【ひとり・ふたり・みどりホール】

申込日 平成 年 月 日

団 体 名										
ふりがな					ふりがな					
代表者氏名					担当者氏名					
担当者連絡先	住所：〒 -									
	電話：				FAX：			携帯：		
使用日時	平成 年 月 日 () ～ 平成 年 月 日 ()									
使用時間	時 分 ～ 時 分				※3月～10月は17時まで ※11～2月は16時半まで				最終日	まで
スタッフ数	人	物品販売	有 () m ² ・ 無			販売内容				
展示名										
展示内容										
	主な展示物	・ (例：植物、絵画、写真 など) ☐ 花と緑と自然の普及啓発に関する内容である							展示数	点
搬入日	平成	年	月	日 ()	AM	:	～	搬入車 () 台		
搬出日	平成	年	月	日 ()	AM	:	～	搬入車 () 台		
貸出備品	予定数量		予定金額		決定数量		決定金額			
	長机(@200)	()	【	円】	長机(@200)	()	【	円】		
	ベニア机 (@200)	()	【	円】	ベニア机 (@200)	()	【	円】		
	イス (@100)	()	【	円】	イス (@100)	()	【	円】		
	※25名分の机・椅子は付属				※25名分の机・椅子は付属					
	パネル (@200)	()	【	円】	パネル (@200)	()	【	円】		
	パネル用フック (@100)	()	【	円】	パネル用フック (@100)	()	【	円】		
	額縁 (@100)	()	【	円】	額縁 (@100)	()	【	円】		
合計金額				合計金額						
広報用写真	あり（受取： / ） ・ なし				打合せ日 年 / ()			受付者		

「花と緑と自然の情報センター」諸室使用規定

・施設の設置目的

植物園内に平成 13 年に設置された「花と緑と自然の情報センター」は、長居植物園のビジターセンターとして植物園のインフォメーションや来園者サービスを行うとともに、花と緑に関する情報発信、イベント・講習会等の開催による緑化の専門的な知識及び技術を持つ人材の育成や緑化の普及啓発により、花と緑のまちづくりを推進することを目的とした施設です。

・使用許可の制限等

①使用許可の制限

公園条例 9 条の 3 に基づき、次に掲げるいずれかに該当するときは、施設の利用を許可できません。

ア 公安または風俗を害するおそれがあるとき

イ 施設または附属設備を損害するおそれがあるとき

ウ 管理上支障があるとき

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益となるとき

オ その他不適当と認めるとき

②使用許可の取消し等

公園条例第 9 条の 4 に基づき、次に掲げるいずれかに該当するときは、長居パークセンターが施設の利用許可の取消し、制限、停止、または退場を命ずることができます。

ア 誤りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき

イ ①の使用許可の制限に定める事由が発生したとき

ウ 公園条例に違反、または公園条例に基づく指示に従わないとき

③入場の制限

公園条例第 9 条の 5 に基づき、次に掲げるいずれかに該当する来館者に対しては、長居パークセンターが入館を断りまたは退館させることができます。

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 17 条第 1 項に定める小学校就学の始期に達しない者で成年者が同伴しない者

イ 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をするおそれがある者

ウ 施設または附属設備を損傷するおそれがある者

エ 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる物品または動物を携行する者

オ 施設を利用することがその者にとって危険であると認められる者

カ 管理上必要な指示に従わない者

キ その他管理上支障があると認める者

諸室利用に際しては、上記内容と別紙「花と緑と自然の情報センター」利用について、を十分に理解し、これらを遵守するものとします。

平成 年 月 日 団体名

代表者名

印